

違反行為等に対する措置基準

平成 16年 4月 1日施行

平成 24年 4月 1日改正

令和 4年 4月 1日改正

I 基本的な措置基準

1 指定要件等の違反の場合、違反行為等の内容に応じ、次の各号に掲げる処分等を講ずるものとする。

- (1) 違反状態がある場合は、それを是正するよう指導する。
- (2) 違反状態が解消されれば足り、解消されない場合は事業の休止届又は廃止届を行うよう指示する。
- (3) 事業の休止届・廃止届をせず、違反状態が解消されない場合は指定の取消とする。
- (4) 個々の違反状態は是正されても、その後も違反を繰り返すような場合は2と同様の取扱いとする。

2 事業の運営基準等の違反（違反の給水装置工事を行った場合、虚偽の報告をした場合等）の場合、違反行為等の内容に応じ、次の各号に掲げる処分等を講ずるものとする。

- (1) 事業運営の基準の違反をしたことを注意する。
- (2) 事業運営の基準の再違反や重要な違反、その他不正・不誠実な行為、水道施設等の機能に障害を与える違反等については、文書指導を行う。
- (3) (2) にもかかわらず、違反を繰り返す場合は、指定を停止する。
- (4) (3) による自主的な停止をせず、違反を繰り返す場合や事業運営基準以外の違反で特に重大なものについては、原則として指定を取り消す。

II 個別の取消し要件該当時の措置基準

1 主任技術者の選任義務違反があったとき。

- (1) 選任をするよう指導する。
- (2) 指示に従わず選任がされない場合は、事業継続の意志を確認し、その意志があ

る場合は主任技術者を選任するまでの間、事業の休止届を行うよう指示し、その意志がない場合は事業の廃止届を行うよう指示する。

(3) 主任技術者が選任されず、休止届又は廃止届をしない場合は指定を取り消す。

2 必要な機械器具を有しなくなったとき。

(1) 必要な機械器具を備えるように指導する。

(2) (1) による指導を行ってもなお機械器具を有しない場合は、事業継続の意志を確認し、その意志がある場合は機械器具を揃えるまでの間の休止届の指示を、その意志がない場合は廃止届を行うよう指示する。

(3) 休止届又は廃止届の指示に従わない場合は、指定を取り消す。

3 指定の欠格要件に該当することになったとき。

(1) 事業の廃止届を行うよう指示する。

(2) 指導に従わない場合は、指定を取り消す。

4 不正の手段により指定を受けたとき

原則として指定を取り消す。

5 主任技術者選任・解任届出の義務違反があったとき。

(1) 届出を指示する。

(2) 指示に従わない場合は、文書指導を行う。

(3) 文書指導によっても届出がされない場合は、指定を取り消す。

6 事業の変更等の届出義務違反があったとき。

(1) 初回違反

ア 届出を指示する。

イ 指示に従わない場合は、文書指導を行う。

ウ 文書指導によっても届出がされない場合は、指定を取り消す。

(2) 再違反

ア 届出を指示するとともに文書指導を行う。

(3) 常習違反

ア 文書で届出を指導するとともに指定を停止する。

イ 給水装置工事に係る業務の自粛がされない場合は、指定を取り消す。

7 事業運営の基準違反があるとき。

(1) 事業運営の基準に従った事業運営をするよう指導する。

(2) 再違反や重大な違反については、営業所から水道施設課に連絡し、水道部長名の文書注意をする。

(3) (2) にもかかわらず、事業運営の基準に従った適正な事業運営がされない場合は、指定を停止する。

(4) 給水装置工事に係る業務の自粛がされない場合は、原則として指定を取り消す。

8 水道施設への機能障害があるとき。

(1) 違反行為を是正するよう文書指導する。

(2) 再違反や重大な違反については、営業所から水道施設課に連絡し、水道部長名の文書注意をする。

(3) (2) にもかかわらず、是正されない場合は、指定を停止する。

(4) なおも、適正な事業運営がされない場合は、原則として指定を取り消す。

なお、不適正な穿孔・分岐工事によって配水管の破損や汚染水の逆流等があった場合等、特に重大な違反行為を行った場合は、原則として指定の取消しとする。

ただし、情状により文書指導又は指定を停止することができる。

9 主任技術者の立会の応諾義務違反があったとき。

(1) 正当な理由なく立会の求めに応じない場合は、文書指導とする。

(2) (1) にもかかわらず、立会の応諾義務の違反がある場合は、指定を停止する。

(3) 給水装置工事に係る業務の自粛をせず、立会要求に応諾しない場合は、指定の取消とする。

10 報告等の応諾義務違反があるとき。

(1) 正当な理由なく給水装置工事に関し、必要な報告又は資料の提出の求めに応じ

ない場合には、文書指導をし、報告等を求める。

(2) (1) にもかかわらず報告等しない場合には、指定を停止する。

(3) 給水装置工事に係る業務の自粛をせず、立会要求に応諾しない場合は、原則として指定の取消とする。

Ⅲ その他

1 指定事業者の当該違反行為等の程度が甚だしく、かつ、その効果の及ぼした社会的影響が大きく、又は水道事業の信用を著しく損ねたと認められるときは、当該基準によらず、指定の取消とする。

2 指定工事業者に対する指定の停止を行った日から、2年以内に指定工事業者が再度違反行為等に至った場合は、原則として指定の取消とする。